

川崎市障害児通所・入所支援利用者負担軽減等実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第8項に規定する通所給付決定保護者及び法第24条の3第6項に規定する入所給付決定保護者が負担する利用者負担について、軽減等を図ることにより障害児等の福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱による軽減又は給付費の支給等（以下「軽減又は支給等」という。）の対象となる者は、法第21条の5の3に規定する指定障害児通所支援事業者等（法第21条の5の2第3号に規定する放課後等デイサービスを提供する事業者を除く。）及び法第24条の2に規定する指定障害児入所施設等（以下「事業者等」という。）を利用する次に掲げる者とする。

- (1) 法第21条の5の3に規定する通所給付決定保護者のうち、給付決定に係る児童が、支援を受ける年度の4月1日時点で6歳未満の者
- (2) 法第24条の3第6項に規定する入所給付決定保護者
- (3) 法第24条の24に規定する18歳以上の入所者

(軽減又は支給等の額)

第3条 軽減又は支給等の額は、次の区分により各号に定めるところによる。

- (1) 通所・入所支援に要する費用の利用者負担額の軽減（特定費用に係るものを除く。）

法第21条の5の3第2項第2号に基づく利用者負担額（法第21条の5の3第1項に規定する通所特定費用及び第24条の2第1項に規定する入所特定費用を除く。）が、支援の種類ごとに別表1又は別表2の負担上限月額を超える額とする。

- (2) 通所支援の食事の提供に要する費用の利用者負担額の軽減

市民税所得割額28万円以上の通所給付決定保護者の給付決定に係る児童に対する1食あたりの食事の提供に要する費用の利用者負担額が、別表3の利用者負担上限額を超える額とする。

- (3) 入所支援利用者に対する支給額

ア 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第25条の2第4号に規定する日用品費

上限月額3,000円

イ 医療費（法第24条の20に規定する障害児入所医療費に係るものを除く。）

のうち被保険者が負担した次の医療費の3分の2（円未満切捨て）の額

対 象	備 考
法第24条の2に規定する指定障害児入所施設等の入所中に医療機関で治療を受けた医療費で、保険各法及び国民健康保険法その他の法令の規定によって、被保険者等が負担すべき額	保険各法とは次のとおりとする。 1 健康保険法（大正11年法律第70号） 2 船員保険法（昭和14年法律第73号） 3 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） 4 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） 5 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(適用除外)

第4条 次の各号に掲げる給付及び助成については、この要綱による軽減又は支給等に優先する。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する各種扶助費
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する自立支援医療費
- (3) 川崎市重度障害者医療費助成条例（昭和48年川崎市条例第14号）による助成
- (4) 川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成3年川崎市条例第30号）に規定する助成
- (5) 川崎市小児医療費助成条例（平成7年川崎市条例第24号）に規定する助成

(減額又は支給等の方法)

第5条 軽減又は支給等については、利用した施設の区分ごと次の方法による。

(1) 市内公設施設

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例（昭和46年川崎市条例第10号）に規定する中央療育センター及び地域療育センターにおける軽減については、次表のとおり、当該条例に規定する使用料等の減免規定を適用することにより実施する。

ただし、医療費については、市が保護者あて支給すること（償還払い）により実施する。

費用区分	中央療育センター (入所)	中央療育センター (通所)・地域療育センター
第3条第1号に規定する通所・入所支援に要する費用の利用者負担額の軽減（特定費用に係るものを除く。）	減免	減免
第3条第2号に規定する通所支援の食事の提供に要する費用の利用者負担額の軽減		減免
第3条第3号アに規定する日用品費の支給	減免	
第3条第3号イに規定する医療費の支給	保護者あて支給 (償還払い)	

(2) その他の事業者等

ア 川崎西部地域療育センターについては、川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例に規定する使用料等の減免規定を準用し、利用者負担の軽減を実施するものとする。

イ 市内公設施設及び川崎西部地域療育センターを除く事業者等において、保護者等が、利用した事業者等に支払う費用に対する第3条に規定する軽減又は支給等については、償還払いにより行うものとする。ただし、第3条第3号イに規定する医療費を除き、直接事業者等に支給することにより行うことができる。

(支給の申請等)

第6条 償還払いを受けようとする保護者等は、障害児通所・入所支援利用者負担軽減給付申請書（第1号様式）により、軽減又は支給等の額を確認できる領収書等の書類を添えて市長あて申請しなければならない。

(支給の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、内容を審査した上で軽減又は支給等の額を決定し、当該申請者に決定額を支給するものとする。

(資格の喪失)

第8条 法第21条の5の9第1項及び法第24条の4第1項の規定により給付決定の取消しを受けた場合は、本要綱に基づく軽減又は支給等を受ける資格を喪失するものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 本要綱に基づく軽減又は支給等を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(給付費等の返還)

第10条 偽りその他不正の行為によって本要綱に基づく軽減又は支給等を受けた者があるときは、市長はその者から当該軽減又は支給等を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

2 偽りその他不正の行為によって本要綱に基づく軽減又は支給等を受けた事業者等があるときは、その事業者等に対し、その支払った額につき返還させることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この改正要綱は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この施行日前に行われた施設からの障害児施設支援については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この施行日前に行われた施設からの障害児施設支援については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この改正要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この施行日前に行われた施設からの障害児施設支援については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この改正要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この施行日前に行われた施設からの障害児通所・入所支援については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この改正要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この施行日前に行われた施設からの障害児通所・入所支援については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この改正要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この改正要綱は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式

年 月 日

障害児通所・入所支援利用者負担軽減給付申請書

(あて先) 川崎市長

住 所 _____

申請者 氏 名 _____ 印

(電 話 _____)

次のとおり、障害児通所・入所支援の利用に係る費用について申請します。

児童等氏名			
住 所			
事業者(施設)名			
振込先金融機関 (郵便局を除く)	銀 行	本店	
	信用金庫	支店	
	農 協		
口座番号	フリガナ		
	口座名義人		
普 通 当 座	(支給決定者)		

- (申請内容)
- 1 障害児通所・入所支援の利用料
 - 2 障害児通所支援の食事の提供に要する費用
 - 3 障害児入所支援の日用品費
 - 4 医療費(別紙内訳書のとおり)

※ 添付書類 1～3は事業者等が発行する領収書の**写し**、4は医療機関による証明など支払いが確認できる書類を添付してください。

※ 1回目の請求時には、口座の確認を行なうため、**通帳の写し**を添付願います。

別表1 (第3条関係)

(単位:円)

障害児入所支援負担軽減上限月額				
	区分	対象	福祉型障害児入所施設上限額 (定額)	医療型障害児入所施設上限額 (定額)
A	生活保護	定率負担	国基準 0	国基準 0
B	低所得1			
C	低所得2			
E	市民税16万円未満		6,500	6,500
F	市民税23万5千円未満		国基準 9,300	8,700
G	市民税28万円未満			国基準 9,300
H	市民税46万円未満		22,500	13,100
I	市民税46万円以上		国基準 37,200	国基準 37,200

※福祉型障害児入所施設 法第42条第1号に規定する施設

※医療型障害児入所施設 法第42条第2号に規定する施設

別表2 (第3条関係)

(単位:円)

障害児通所支援負担軽減上限月額									
	区分	対象	週1日利用 契約	週2日利用 契約	週3日利用 契約	週4日利用 契約	週5日利用 契約	週6日利用 契約	
A	生活保護	定率負担	国基準 0	国基準 0	国基準 0	国基準 0	国基準 0	国基準 0	
B	低所得1								
C	低所得2								
D	市民税3万3千円未満		0	0	0	0	0	0	
E	市民税16万円未満		750	1,500	2,250	3,000	3,300	3,600	
F	市民税23万5千円未満		1,630	3,260	国基準 4,600	国基準 4,600	国基準 4,600	国基準 4,600	
G	市民税28万円未満								2,340
H	市民税46万円未満		国基準 1割負担	国基準 1割負担	国基準 1割負担	国基準 1割負担	国基準 1割負担	国基準 1割負担	国基準 1割負担
I	市民税46万円以上								

別表3 (第3条関係)

(単位:円)

区分	対象	障害児通所支援食費(1食分)
生活保護、低所得1、低所得2	食費の提供に要する費用	70円(国基準)
市民税28万円未満		230円(国基準)
市民税28万円以上		230円